

全国一斉「こどもの人権相談」強化週間の実施について

福島地方法務局と福島県人権擁護委員連合会では、いじめや家庭内における虐待等に悩む子どもたちの声を聴くため、専用相談電話「こどもの人権１１０番」、「ＬＩＮＥじんけん相談」及び「こどもの人権ＳＯＳ－ｅメール」を開設するとともに、「こどもの人権ＳＯＳミニレター」を児童・生徒に配布して、こどもをめぐる人権相談に応じています。

このうち、「こどもの人権１１０番」及び「ＬＩＮＥじんけん相談」について、その取組を強化するため、本年８月２８日（金）から９月３日（木）までの７日間は、「全国一斉『こどもの人権相談』強化週間」を実施します。

相談は、人権擁護委員及び法務局職員が応じ、秘密は守られます。

期間中は、平日の受付時間を延長し、土日も相談に応じますので、お気軽にご相談ください。

期 間：令和８年８月２８日（金）から９月３日（木）までの７日間

時 間：午前８時３０分から午後７時まで

ただし、８月２９日（土）・３０日（日）は午前１０時から午後５時まで

○こどもの人権１１０番：０１２０－００７－１１０（フリーダイヤル）

○ＬＩＮＥじんけん相談：公式アカウント名：「法務局ＬＩＮＥじんけん相談」
検索ＩＤ：「@linejinkensoudan」

問合せ 福島地方法務局人権擁護課

TEL ０２４－５３４－１９９４